

マイナンバー（個人番号）制度が はじまります パートⅡ

10月から皆さんにマイナンバー（個人番号）の「通知カード」が届きます。確実に受け取ることができるよう、次の順番で手続きを行い、確実に「通知カード」を受け取りましょう。



マイナンバー
マイナンバー制度マスコットキャラクター
“マイナちゃん”

ステップ① 住所確認

▽「通知カード」（皆さん一人一人に割り振られた12桁のマイナンバー（個人番号）をお知らせする紙製のカード）は、原則として住民票の世帯ごとでお送りします。

※ 東日本大震災の被災者、ドメスティック・バイオレンスなどの被害者、長期の入院や入所が見込まれる方などは、居所情報登録申請書を9月1日から30日（必着）までに住民基本台帳登録市町村へ提出することで送付先の変更ができます。

▽住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、受け取ることができないことがありますのでご注意ください。

ステップ② 書留の中身を確認

▽マイナンバーは、簡易書留で届きます。以下の3つのものが入っているか確かめましょう。

- マイナンバーの「通知カード」
- 「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
- 説明書

▽届いた「通知カード」は、紛失しないように大切に保管してください。「通知カード」を紛失した場合、再交付を受けるためには手数料が必要です。

ステップ③ 個人番号カードを申請（個人番号カードが必要な方のみ）

▽申請すると、平成28年1月以降、「個人番号カード」を取得することができます。申請方法は主に2通りあります。

① 郵送で申請

個人番号カードの申請書にご本人の顔写真を貼り、返信用封筒に入れて郵便で申請

② オンラインで申請

スマートフォンで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請

個人番号カードとは …無料で取得でき、本人確認に利用できる公的身分証明書

▽ICチップのついたカードの表面に、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真が掲載され、裏面にマイナンバー（個人番号）が記載されます。

▽本人確認のための身分証明書として利用できるほか、e-Taxなどの電子申請が行える電子証明書も標準搭載されます。



※ ステップ3以降の詳細については後日、広報あぐいでお知らせします。